

住登外者宛名管理に係る共通システム及び業務システムのRFI実施について

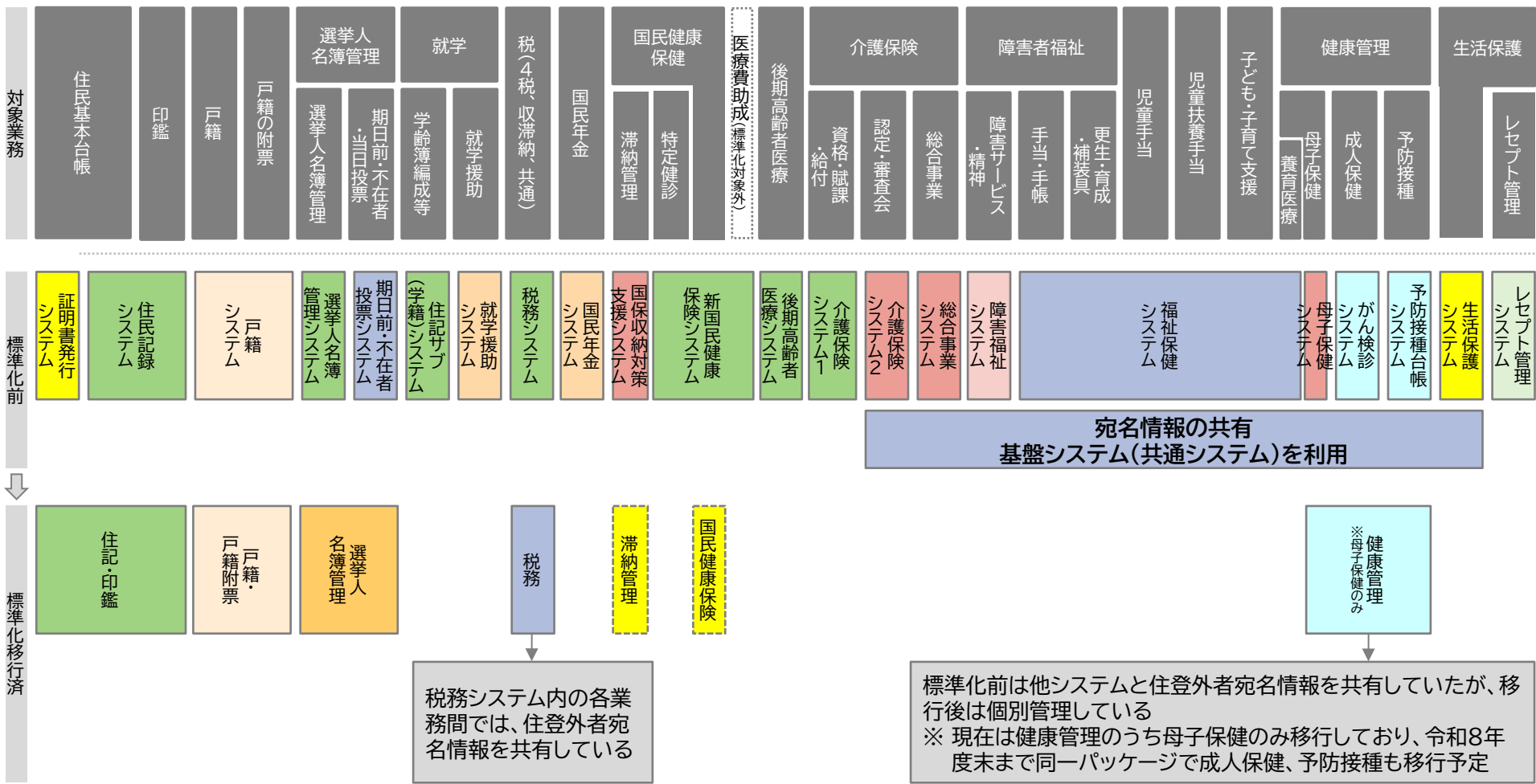
説明資料

前提の説明

- 本市の状況

本市の状況

- 本市は標準化における住登外者宛名管理の共通システムを導入していないため、現在は標準準拠システムへ移行した業務システムでは「個別管理」とする方針ですが、下図のとおり標準化前のシステム構成上、複数のシステム間で住登外者宛名情報を共有しているものがあります。



制約事項等

- 情報提供依頼事項は、共通システムに関する事、業務システムに関する事に分かれています。
 - 仮に共通システムがあったとしても、業務システム側が利用できなければ導入する効果がないためです。
- 共通システムについて、本市は「システム所有からサービス利用へ転換する」、「ノンカスタマイズでのパッケージシステム利用」を標準化基本方針としているため、現時点では**スクラッチ開発による導入は考えていません**。
- また、共通システムを導入する場合は、**本市の特定移行支援システムの移行期限である令和12年度(令和13年3月)までの移行を予定していること、国の標準化補助金対象も令和12年度までであることを踏まえ、それまでに導入完了する必要がある**と考えています。



以上を踏まえ、令和12年度末までに、「住登外者宛名番号管理」パッケージシステムを導入すべきかを判断するため、情報提供をお願いいたします。

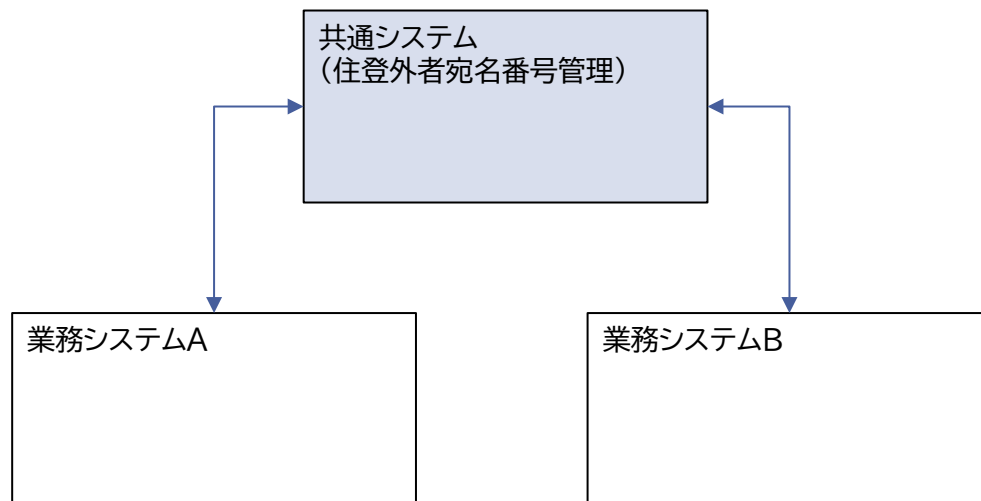
情報提供依頼事項

- 共通システムについて
 - ① 共通システムの提案可否
 - ② 共通システムの宛名管理
- 業務システムについて
 - ③ 業務システムと共通システムの連携可否
 - ④ 業務システム間の連携(住登外者宛名情報)
 - ⑤ 業務システム間の連携(業務情報)

共通システムについて

① 共通システムの提案可否

- 住登外者宛名番号管理機能を共通システムとする場合、標準仕様に定める連携インターフェイスにより、以下のように他社システムも含む各業務システムと連携が可能なものと解釈しています。
 - 住登外者宛名の作成、番号の付番
 - 宛名基本情報(氏名、住所等)の参照や更新等
- この共通システム製品の有無や、本市への提案可否について教えてください。



項目1

他社システムとも連携が可能な住登外者宛名番号管理機能の共通システム製品があるか教えてください。

項目2

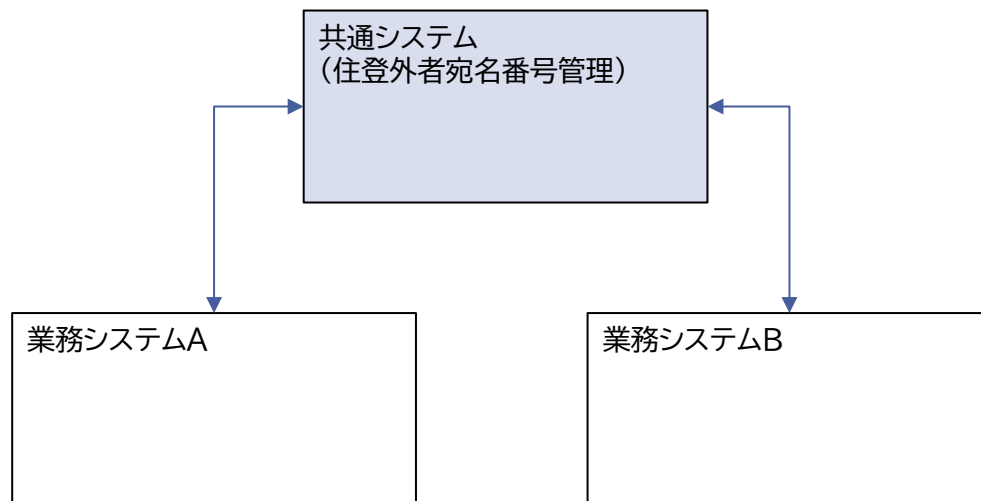
共通システム製品がある場合、以下を教えてください。

- ・ 製品概要、本市への提案可否
- ・ 可能な場合、導入スケジュール・概算費用

共通システムについて

② 共通システムの宛名管理

- 共通システムの場合、業務システムAが住登外者宛名を作成した後、その内容を業務システムBが更新可能と解釈しています。
- ①で共通システム製品がある場合、宛名情報の管理について教えてください。



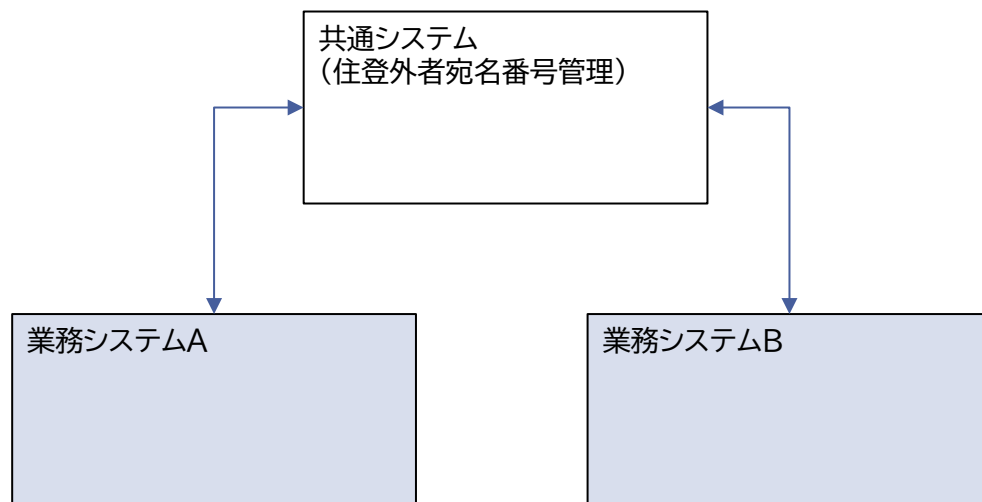
項目3

貴社の共通システム製品では、宛名情報を後から上書き変更可能か、業務毎に宛名情報を分けて管理する（上書きされない）か等、宛名管理の考え方を教えてください。

業務システムについて

③ 業務システムと共通システムの連携可否

- 仮に共通システムがある場合は、業務システム側が共通システムと連携し、付番や基本情報の参照ができる必要があります。
- 貴社の業務システム製品が共通システムと連携可能かを教えてください。



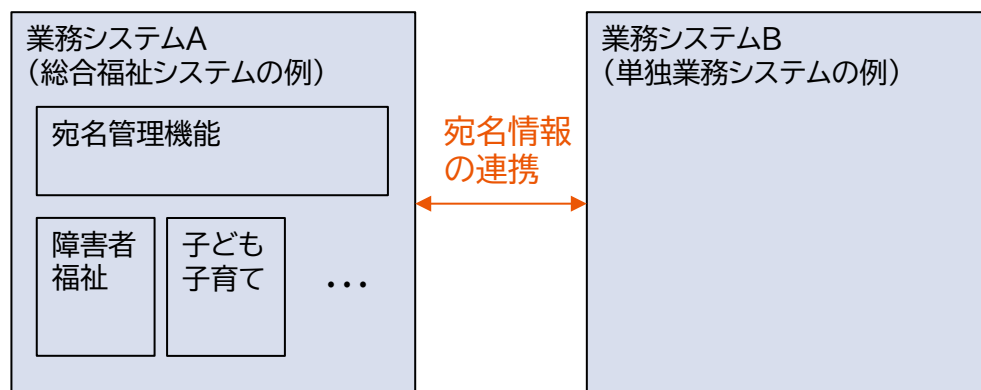
項目4

共通システムと、貴社の業務システムは連携(付番、基本情報の参照や更新等)が可能か教えてください。

業務システムについて

④ 業務システム間の連携(住登外者宛名情報)

- 住登外者宛名番号管理機能を各業務システムで備える場合、基本的にはそのパッケージシステム内に含まれる業務においては、宛名の番号・基本情報はシステム内で共有されますが、他システムとは連携しない限り共有されません。
- 個別管理の場合に貴社の業務システムにおける、他社システムを含む業務システム間(下図の業務システムA・B間)での連携時の取り扱いを教えてください。



【補足(本市の解釈)】

- システムA(総合パッケージ)内では業務間での宛名情報は共有できる想定
- システムAとBの間(左図の赤矢印:別パッケージ、マルチベンダー想定)で宛名情報の参照等の共有が可能かはパッケージ仕様に依存するため、確認が必要

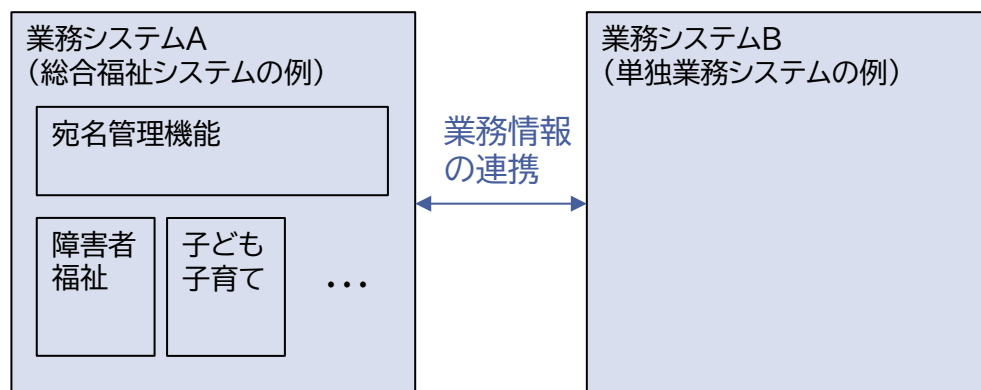
項目5

貴社の業務システムは、他業務システムとの間で、共通システムと同様に住登外者の宛名情報の参照や更新等は可能か教えてください。

業務システムについて

⑤ 業務システム間の連携(業務情報)

- 業務システム間で業務情報を連携(例:生活保護システムが受給者情報を他システムに送信等)する際、標準仕様の機能別連携仕様によれば、個人を特定する情報は宛名番号のみとなっています。
- 個別管理の場合、基本的に業務システム間で同一人に付番する住登外者宛名番号は異なりますが、業務情報の連携時の取り扱いを教えてください。



【補足(本市の解釈)】

- ・ システムA(総合パッケージ)内では、同一人に対して一意な宛名番号となる想定
- ・ システムAとBの間(左図の青矢印:別パッケージ、マルチベンダー想定)で業務情報を連携する際の取り扱いは確認が必要

項目6

貴社の業務システムは、他業務システムへ業務情報を連携する際、住登外者を含むのか、住登外者については連携されないのかを教えてください。
また、住民と住登外者を分けて連携可能かも教えてください。

項目7

住登外者の業務情報が連携される場合において、業務毎に住登外者宛名番号が異なっていることから、他業務システムから受信した情報を、自システム内の誰の情報であるか、名寄せして判別可能か教えてください。
※ 例:他業務システムから宛名番号「001」で連携されたが、この住登外者が誰かを特定し、自システム内の宛名番号「002」と名寄せすることは可能か